

令和5年1月27日
住宅局住宅生産課

住宅省エネ 2023 キャンペーンの補助対象となる 建材・設備の公開等について

「住宅省エネ2023キャンペーン」においてリフォームの補助対象となる建材・設備について、同キャンペーンのHPで1月31日から公開します。

また、こどもエコすまい支援事業を利用するため、新築住宅の省エネ性能をZEHレベル以上に計画変更しようとする設計者向けの無料の相談窓口を1月31日に開設します。

1. リフォームの補助対象となる建材・設備等の公開（詳細は別紙1）

- ・こどもエコすまい支援事業など、「住宅省エネ2023キャンペーン」においてリフォームの補助対象となる建材・設備について、同キャンペーンのHPで1月31日から公開します。

※同キャンペーンHP：<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

- ・対象となる建材・設備については、今後も順次追加する予定です。
- ・なお、窓の断熱改修を行う場合における各事業（こどもエコすまい支援事業、先進的窓リノベ事業）での補助額や、製品のメーカー・型番を検索できる「我が家の断熱窓検索」を、同キャンペーンのHPにおいて2月7日から公開します。

※「こどもエコすまい支援事業」と「先進的窓リノベ事業」で、リフォームを行う住宅の立地、建て方、工事内容等に応じたそれぞれの補助要件・補助額や対応製品を検索するものです。

2. こどもエコすまい支援事業における設計変更相談窓口の開設（詳細は別紙2）

- ・こどもエコすまい支援事業を利用するため、省エネ性能をZEHレベル以上に変更しようとする設計者が、スムーズに設計変更を行えるよう、建築士等の専門家が無料で具体的なアドバイスを提供する相談窓口を1月31日に開設します。

※令和4年11月8日以降に対象工事（基礎工事より後の工程の工事）へ着手する新築住宅について、当初計画していた住宅の省エネ性能がZEHレベル未満であっても、省エネ性能をZEHレベル以上に変更することで、こどもエコすまい支援事業の対象になります。

- ・本相談窓口を利用するには、設計者の方が以下の「住宅省エネ2023キャンペーン」のお問い合わせ電話番号からお申し込みいただく必要があります。（一般消費者の方は住宅事業者にご相談ください。）

（問い合わせ先）

住宅省エネ2023キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

0570-200-594（通話料がかかります） ※IP電話等からのご利用の場合045-330-1340

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を含む）

ウェブサイト <https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（内線 39471）

リフォームの補助対象となる建材・設備及び「我が家の断熱窓検索」の公開

① リフォームの補助対象となる建材・設備の検索 (R5.1.31公開)

本検索機能は、3つの事業（こどもエコすまい支援事業、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業）の補助対象となる建材・設備を一括して検索することができます。

対象建材・設備は、メーカーからの登録申請により、今後も順次追加する予定です。

メニューから、
リフォーム工事の内容を
選択します。

※画像は開発中のイメージです。

② 「我が家の断熱窓検索」 (R5.2.7公開)

こどもエコすまい支援事業と先進的窓リノベ事業は、どちらも窓の断熱改修に補助を行います。製品の性能、住宅の立地、建て方、工事内容等により、それぞれの補助額が異なります。本検索機能では、リフォームを検討する住宅の条件を入力することで、製品の断熱性能に応じた各事業の補助額を確認することができます。

4つのSTEPを順番に選択し、
結果を表示します。

STEP1：立地を選択
(地域区分)

STEP2：住宅の構造等を選択
(建て方、階数)

STEP3：工事内容を選択
(内窓設置、外窓交換等)

STEP4：製品の機能を選択
(断熱等)

※画像は開発中のイメージです

メーカーの一覧が表示
されます。

メーカーを選択すると対象
製品が表示されます。

製品の性能（性能区分）に応じた
両事業の補助額が表示されます。

リフォームを検討する窓等の性能区
分を指定すると、①の対象建材・設
備の検索機能と連動して、指定した
性能区分の製品と、メーカー・型番
を確認することもできます。

いずれの機能も、「住宅省エネ2023キャンペーン」のホームページ
<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp/> において公開予定です。

設計変更相談とは

令和4年11月8日以降に対象工事（基礎工事より後の工程の工事）へ着手する新築住宅について、当初計画していた住宅の省エネ性能がZEHレベル未満であって、こどもエコすまい支援事業を利用するため省エネ性能をZEHレベル以上に変更しようとする場合に、スムーズな設計変更を行えるよう、事務局が紹介する建築士等の専門家が、住宅事業者の設計者の求めに応じて無料で具体的なアドバイスを提供する相談窓口を開設します。

◆ 相談にあたっての留意事項 ◆

- ・相談は無料ですが、通信費は相談者の負担となります。
- ・メール、電話、テレビ会議等による相談となります。
- ・設計変更の結果、工事費用の増加分が補助額を上回る場合があります。
- ・相談員が、設計図書の作成を代行することはできません。

相談の対象

本相談における相談対象は、以下の通りです。

- 住宅事業者の設計者からの相談であること（消費者の方は住宅事業者にご相談ください）
- 具体的な建築予定があること
- 建築予定の住宅が、ZEHレベルの省エネ性能（強化外皮基準かつ再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの）であり、令和4年11月8日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手するものである等、本事業の要件に適合するものであること

相談の流れ

